

調査員募集要項 2017年度

【概要】

- 調査目的 金融排除の実態調査
- 募集人数 若干名（2-3名程度）
- 時期 2017年10月～2018年9月の1年間
- 業務地 東京都内（原則として調査対象世帯の自宅）
- 業務委託内容 調査対象世帯を定期的に訪問し、家計情報の入力と聞き取りを行う
- 資格要件 原則として社会福祉士、あるいはファイナンシャル・プランナー
- 謝金 1回の訪問につき、2,000円（所得税込、交通費別）。

【詳細】

- 調査目的 日本における金融排除の実態を明らかにすることにあります。生活困窮者が金融サービスを利用できないために、日常生活にいかなる支障をきたしているのかを明らかにすることで、生活困窮者のための金融サービスのあり方を提言することができます。生活困窮者は、単に収入が少ないというだけでなく、収入が不安定であり、貯蓄も限られているため、収入が支出を下回る時期に家計が窮します。こうした際に生活困窮者世帯がどのように苦境を凌いでいるのか、どのような金融サービスを利用しているのか（あるいは利用できないのか）をつぶさに観察し、記録化することで、金融排除の実態を明らかにするのが本調査のねらいです。
- 財源 日本学術振興会 科学研究費・基盤研究(C)「金融包摂による生活困窮からの脱却可能性」（研究代表者：小関隆志・明治大学経営学部准教授）計4,550千円
- 募集人数 若干名（2-3名程度、増減の可能性あり）
- 時期 原則として2017年10月～2018年9月の1年間。ただし開始時期は個別のケースによって若干の差があります。調査開始前に、研修会（9月予定）と、調査対象世帯のマッチングを行います。
- 業務地 東京都内（調査対象世帯の自宅） 事務所等への出勤はなく、調査対象世帯宅への直行・直帰です。
- 業務委託内容 調査対象世帯宅を隔週で訪問し、領収書・明細書・銀行通帳などを閲覧するか、あるいは一時預かり、オンライン家計簿データベースに入力します。また、家計簿の毎月の集計結果（データベースが自動的に集計結果を作成します）をプリントアウトして、参考資料として当該世帯に渡します。

4週間に1回は、当該世帯の家計（特に直近2週間の収支と、金融の利用、背景の状

況)について、約1時間聞き取りを行い、聞き取りの記録を作成して提出します。

調査対象世帯に対する謝金の支払方法は、原則として研究代表者の所属する大学(明治大学)から、調査対象世帯の銀行口座への振り込みとします。ただし、調査対象世帯が銀行口座を持っていない人や、生活保護を受けていて口座への入金ケースワーカーに見咎められることを恐れる人もいるかもしれません。調査対象世帯が特に現金での謝金支払を求める場合には、研究代表者が調査員の口座に送金します。調査員が現金を調査対象世帯に手渡し、領収証に署名捺印を受け、研究代表者に郵送してください。

- 謝金 調査対象世帯宅の訪問では、聞き取りに60分間、記録の作成に30分間、計90分間を要すると想定し、1時間当たり1,000円、交通費を除き1回あたり一律2,000円とします。実際の所要時間にかかわらず一律の金額とさせていただきます。事前研修会の参加謝金と交通費、郵送料、及び家計の集計結果のプリントアウト費用(1世帯当たり年間1,200円)を別途お支払いします。
- 留意事項 対象世帯の家計は極めてセンシティブな内容であり、守秘義務と、調査記録の管理は厳守していただく必要があります。
- 選考方法 研究代表者(小関)との面談。双方が合意できれば「合意文書」を結びます。正本を2通作成し、調査員と研究代表者(小関)が1通ずつ保管します。
- 問い合わせ先 〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1 明治大学経営学部 小関隆志研究室 TEL 080-9085-5274 / FAX 03-3296-2085/ Email koseki@meiji.ac.jp

【想定問答集】

- ◆ 1人の調査員は、どのくらいの世帯数を受け持つのですか。
⇒調査員それぞれの事情や能力によって、受け持つことのできる世帯数をそれぞれ設定していただくことができます。ただし、1人であまり多くの世帯数を受け持つと負担が大きく、リスクも高まるので、分散したほうが望ましいです。1人あたり2世帯が標準と考えています。
- ◆ 具体的に、どのような世帯を対象に調査を行うのですか。
⇒例えば多重債務者、元路上生活者、母子世帯、生活保護受給者、日本に住む難民などの社会的弱者です。彼らは金融や社会保険を使いづらく、生活の支障が推測されます。
- ◆ 調査対象世帯は誰からどのように紹介されるのですか。
⇒上記の社会的弱者を支援する団体(ここでは「支援団体」と呼びます)と提携し、これらの支援団体から調査対象世帯を紹介してもらう予定です。これらの世帯と調査員をマッチングし、紹介します。

- ◆ 調査対象世帯に訪問して、何を聞き取るのですか。
 - ⇒初回は、対象世帯のことをよく知るために、属性や職業などの基本的な事項を聞き取ります。その後、定期的な訪問調査を行います。
 - ⇒定期的な訪問では、日々の収入・支出に加えて、預金・引き出し・引き落とし、借り入れ・返済、仕送り・送金といった金融取引については、隔週で訪問した際に領収書や明細書、銀行通帳などを閲覧したり預かったりして、家計簿データベースに入力します。
 - 4週間に1度は、1時間ほど時間をとって、下記のお話を聞きます。データの数値だけではその原因・背景や、当事者の考えなどがわかりませんので、聞き取りが必要となります。状況によって、当てはまらないと思われる項目については省略します。
 - (1) 就業の状況、保護費や手当など収入の変化、それらの変化の原因と経緯
 - (2) 支出の状況、特に臨時的な支出や、支出の変化、それらの変化の原因と経緯
 - (3) 利用した金融サービス（貯蓄、借り入れ、返済等）とその原因・経緯
 - (4) 支出が収入を上回った場合、その対応
 - (5) 収入・支出・金融について当事者の考え（もしあれば）
- ◆ なぜ同一の世帯に、何度も頻繁に訪問するのですか。
 - ⇒1度だけの訪問であれば、その瞬間の世帯の状況は分かっても、どのように変化するのは分かりません。1年間のうちで、時期によって家計の状況は様々に変化し、比較的楽な時期もあれば苦しい時期もあるものと思われます。本調査では、ある世帯が1年間にわたってどう変化するのかを克明に明らかにすることに主眼があります。
- ◆ 調査を1年間も続けなければならないのですか。
 - ⇒1人の調査員が同一の世帯を専属で受け持ち、1年間続けるのが理想です。調査対象世帯にとって、その世帯の背景事情とこの間の経緯をよく理解している調査員のほうが、説明しやすいでしょうし、個人的な信頼関係を築けているでしょう。調査員が毎回変わったら、対象世帯の方は初対面の調査員にイチから説明しなくてはなりません。やむを得ない事情がある場合を除き、1年間続けていただきたいと考えています。

《調査員・研究メンバー間》合意文書

調査員_____（以下、甲という）と研究代表者・小関隆志（以下、乙という）は、以下の事項を誠実に履行することに合意した。

（業務内容）

1. 甲は、支援団体から調査対象世帯の紹介を受け、1年間にわたって特定の世帯を担当する。
2. 甲は、調査対象世帯の自宅を隔週で訪問し、銀行通帳や料金の領収書・明細書等を閲覧し、訪問後に家計簿データベースに入力する。また4週間に1度、毎回1時間程度の時間をかけて、以下の点について聞き取りを行う。
 - (1) 就業の状況、保護費や手当など収入の変化、それらの変化の原因と経緯
 - (2) 支出の状況、特に臨時的な支出や、支出の変化、それらの変化の原因と経緯
 - (3) 利用した金融サービス（貯蓄、借入れ、返済等）とその原因・経緯
 - (4) 支出が収入を上回った場合、その対応
 - (5) 収入・支出・金融について当事者の考え（もしあれば）
3. 甲は、やむを得ない事情がある場合に限り、訪問による聞き取りに代えて、電話による聞き取りを行うことができる。
4. 甲は、毎回聞き取りの内容を整理して記録し、乙にそのファイルを送る。その際に、調査対象世帯の氏名・連絡先等を伏せて仮名とする。
5. 甲は、乙と密接に連絡を取り合い、調査の進捗状況を随時報告するとともに、業務の遂行に支障がある場合は速やかに乙と対応を協議する。
6. 調査対象世帯が現金での謝金支払を希望する場合、乙は甲を通して、調査対象世帯に対して現金を支払う。
7. 甲は、上記の業務を遂行するに先立ち、乙の主催する研修会に参加する。

（守秘義務）

8. 甲は、調査結果を外部に漏洩しないように、情報の管理を徹底する。調査によって得られた調査対象世帯の情報は、調査期間中はもとより、調査終了後も他言しない。

（報酬）

9. 乙は、甲の入力したデータベース及び提出した聞き取りの記録をもとに、甲に対して、1回の訪問（電話による代替含む）につき一律2,000円（所得税込）と交通費を支払う。
10. 乙は、科研費の財源の中から、乙の所属する大学を通して、甲の指定する銀行口座に、1か月ごとにまとめて振り込む。

（その他）

11. 上記に定めていない事態が生じたとき、あるいは上記の事項に疑義が生じたとき、甲と乙は誠実に協議して解決する。

2017年 月 日

甲

乙 東京都千代田区神田駿河台 1-1 明治大学経営学部 小関 隆志 印